

佐賀市排水設備指定工事店異動届提出の手引き

1. 排水設備指定工事店異動届提出時期（佐賀市上下水道局排水設備指定工事店規程第11条第2項）

指定工事店は、次に掲げる事項に該当することとなったときは、5日以内に排水設備指定工事店異動届に異動事項を証する書類を添えて提出するものとする。

- (1) 組織を変更したとき。
- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号又は名称を変更したとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 選任する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 住居表示又は電話番号に変更があったとき。
- (7) その他

2. 提出先 佐賀市上下水道局 給排水設備課 給排水設備係（2階） TEL 0952-33-1333

3. 提出書類

- (1) 排水設備指定工事店異動届（様式第6号）
- (2) 添付書類
 - 排水設備指定工事店異動届添付書類チェックシート（別紙1）
 - 異動事項を証する書類

※異動事項を証する書類は、別添「排水設備指定工事店異動届添付書類確認一覧表」を確認のうえ、次に掲げる書類のいずれかを添付すること。

 - ① 住民票の写し（法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書並びに代表者の住民票の写し）
 - ② 誓約書（様式第1号の2）
 - ③ 「選任する責任技術者名簿」（別紙2）、「責任技術者証の写し」及び「雇用関係を証する書類」並びに「兼務状況を証する書類」
 - ④ 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類（別紙3）
 - ⑤ 「営業所の平面図及び付近見取図」（様式第2号）並びに「営業所の写真」
 - ⑥ その他管理者が必要と認める書類

4. 添付書類の詳細

- (1) 住民票の写し（法人にあっては、定款の写し及び登記事項証明書並びに代表者の住民票の写し）
 - ・ 法人の場合は、定款の写し及び登記事項証明書並びに代表者の住民票抄本
 - ・ 個人の業者の場合は、住民票抄本
- (2) 誓約書（様式第1号の2）
 - ・ 市町村税、各種受益者負（分）担金及び各種使用料に類するものに滞納が無く、法律上の行為能力が認められていないこと等の欠格要件に該当しないことを誓約する書類
- (3) 「選任する責任技術者名簿」（別紙2）、「責任技術者証の写し」及び「雇用関係を証する書類」並びに「兼務状況を証する書類」
 - ・ 選任する責任技術者は、請負関係にある者、休職者、通常の勤務をすることが困難と思われる遠隔地からの勤務者及び非常勤務者等は該当しない。

- ・ 責任技術者証の写しはA4版の用紙を使用すること。
- ・ 雇用関係を証する書類として、下記のうちいずれか1つを提出すること。
 - ア 会社が発行した就労証明書・雇用証明書（様式不問だが、発行者情報『所在地又は住所、商号又は名称、職・氏名』と従業員氏名・生年月日・雇用開始日が記載されたもの）
 - イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
 - ウ 従業員全員の賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収証の写し

(4) 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

- ・ 「工事の施工に必要な設備及び器材一覧表」（別紙3）に記入すること。
※所有しておらず、リースで対応するものは、『リース』欄に丸をつけてください。
- (5) 「営業所の平面図及び付近見取図」（様式第2号）並びに「営業所の写真」
 - ・ 平面図、付近見取図については、既製の図（4又はA3判）を使用する場合、様式第2号に「別紙記載」と明記すること。
 - ・ 写真は、全景（看板を含んだ営業所の外部）1枚、事務所の内部2枚、倉庫の外部及び内部2～3枚、車両及び材料置場1～2枚、その他参考となる写真を含め7～9枚程度を所定の台紙に貼付すること。

(6) その他管理者が必要と認める書類

- ① 営業所又は資材置き場が賃借物の場合は、賃貸借契約書の写しを必ず提出すること。
(借りているだけであれば、土地使用承諾書を提出すること。)
- ② 佐賀県内に営業所があることが定款や登記事項証明書等で明らかにできない場合、それを証する書類を添付すること。
- ③ 指定工事店証の記載内容に変更がある場合は、指定工事店証の写しを添付すること。
- ④ その他の書類提出が必要な場合は、上下水道局から指示するものとする。

5. その他

- (1) 「排水設備指定工事店異動届（様式第6号）」の申請者欄は、届出日の工事店名等を記入すること。
- (2) 書類不備の場合は受け不可とする。
- (3) 証明書等は、「証明書原本」とする。